

団体割引  
20%適用!

## 医師賠償責任保険のご案内



### 募集要領

申込方法：同封の加入申込票にご記入のうえ、ご返送ください。  
民間医局HP (<http://www.doctor-agent.com>) の申込画面でもお申込みいただけます。

申込締切：平成23年5月13日（金）

保険始期：平成23年6月1日（水）

保険終期：平成24年6月1日（金）

お申込みに際しては、別紙「医師賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明」を合わせてご覧ください。

<取扱代理店> 株式会社メディカル・プリンシプル社 ライフサポート担当  
TEL: 03-5468-5300 FAX: 03-5468-5310  
E-MAIL: info@doctor-agent.com  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー12階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社  
金融法人第一部営業第二課  
TEL: 03-3259-6684 FAX: 03-3292-7215  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9



## 医師賠償責任保険のあらまし

この保険は、勤務医の先生方が、安心して日常の医療業務に専念できるよう、不慮の医療事故による損害賠償責任を補償する保険です。

### (1) この保険がお役に立つ場合(保険金をお支払いする場合)

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)である勤務医の先生が、日本国内において行った医療行為が原因となって、患者の身体に障害を与え、先生方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

#### <主な特長>

- ①この保険は、保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。  
※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。  
※「発見」とは、医療過誤による患者の身体の障害を、被保険者が診療中に発見し、または他の医師等から知らされたこと、あるいは患者側から損害賠償の意思表示がなされた、または損害賠償請求の意思があることを被保険者が知ったことをいいます。  
⇒「事故発見ベース」の保険です。詳細はQ&A 2~4をご参照ください。
- ②勤務医の先生の医療行為に基づく賠償責任が対象となります。  
○取扱器具の消毒等整理・管理上の責任  
○直接の医療行為による責任  
○看護師など、医療業務補助者への指導管理上の責任
- ③美容専門の分野を除くすべての医療分野が対象となります。  
○内科、外科、脳外科、整形外科、精神神経科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、皮膚科、眼科、耳鼻科、産婦人科、小児科等  
※歯科勤務の先生方につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせ下さい。
- ④勤務先の他、出張先の病院・診療所など勤務先以外で行った医療行為も対象となります。  
(ただし、日本国内に限ります。)

### (2) この保険にご加入いただける方(被保険者となる方)

この保険は民間医局が保険契約者となる団体契約です。民間医局の会員のうち、次のような方々がご加入いただけます。



- ①病院に勤務して医療に直接従事されている方
- ②病院に勤務して直接医療行為に従事しなくても、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方  
※医師の業務補助者(看護師等)が起こした医療事故で医師が責任を負う場合についても、その医師がこの保険に加入していれば、保険の対象になります。

(注) 日本医師会A会員の先生方は、既に日本医師会にて保険にご加入されていますので、この保険にご加入いただくことはできません。

### (3) お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{〇お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{実際の争訟費用の額} \times \text{支払限度額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。  
適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

### (4) 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

#### <普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（そうじょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

(次ページに続く)

#### <特別約款でお支払いしない主な場合—医師特別約款>

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- 名誉き損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床研修外国医師もしくは臨床研修外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。

等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



### (5) 保険期間

平成23年6月1日午後4時から平成24年6月1日午後4時までの1年間

### (6) 支払限度額・免責金額

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。  
⇒お支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。このご契約に免責金額はありません。  
お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、下記「支払限度額と保険料」にてご確認ください。

### (7) 保険料払込方法

保険料の払込方法は、直接入金（お振込み）または口座からの引き落とし（口座振替）のいずれかでその全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



## ご加入タイプ

### 支払限度額と保険料

オススメ!!

		団体割引20%適用済み			
タイプ		A	B	C	D
支払限度額	1事故	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円
	保険期間中	9,000万円	15,000万円	3億円	6億円
年間保険料（1加入者）		31,310円	34,580円	40,660円	46,710円

※団体割引率は、契約時の記名被保険者（補償の対象者）の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。



## 事故が発生した場合の対応

### (1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認    ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 事故は    いち早く  
 24時間365日事故受付サービス **0120-258-189** (無料)へ  
 「三井住友海上事故受付センター」

### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

別紙「医師賠償責任保険をご確認いただくお客さまへ 重要事項のご説明」「其他のご説明」「3. 事故が起こった場合の手続」「(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

#### 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

#### <事故処理機関>

この保険は、医師の専門業務にかかわる事故を対象とする保険ですので、万一事故が発生した場合には、賠償責任の有無の判定、賠償額の確定等については業務についての専門的知識が必要となります。

従いまして、事故の処理については医局と引受保険会社および法律家よりなる「医事紛争処理委員会（仮称）」を設置し、同委員会において賠償責任の有無の判定等を審議したいと存じます。これにより、医師の地位、責任等につき医師ご自身のご意見も反映されることとなり、被害者との無用なトラブルが回避され、円満な解決がなされることとなります。



## 医師賠償責任保険Q & A

### Q1. この保険にご加入いただける医師とは？

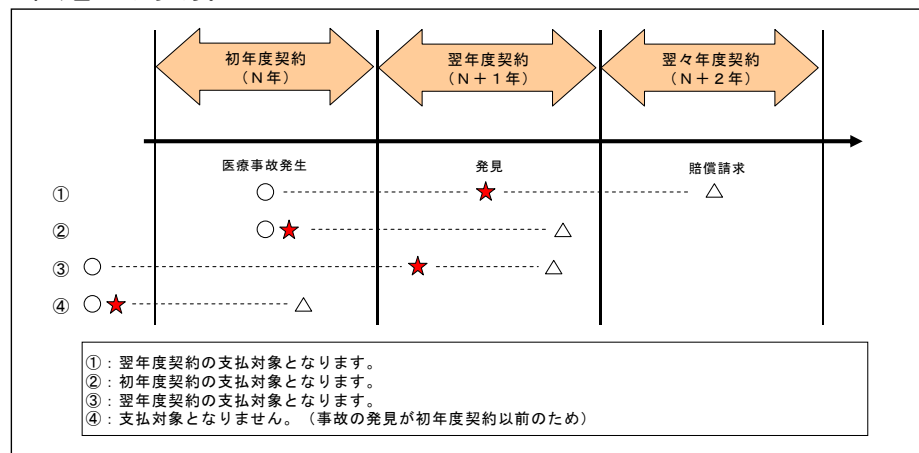
A1. 民間医局の会員で、日本医師会のA会員（A1会員、A2会員）以外の先生が対象となります。日本医師会のA会員は、日本医師会医師賠償責任保険に加入しているため、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

※A1会員⇒病院、診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる方で日本医師会医師賠償責任保険に加入している方。

A2会員⇒勤務医師で、日本医師会医師賠償責任保険に加入している方。

### Q2. 事故発見ベースのイメージを教えてください。

A2. 下図のとおりです。



### Q3. 事故発見ベースの『発見』とは何ですか？

- A3. ①被保険者が事故の発生を最初に認識したとき（※1）  
 ②被保険者に対して損害賠償請求が提訴されたとき（※2）  
 のいずれか早い時点をもってなされたものです。  
 (※1) 認識をし得たときを含みます。  
 (※2) 提訴されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。

### Q4. 『発見』を具体的に教えてください。

- A4. 具体的事故においての「発見日」は下記例のとおりです。  
 (例1) かぜの治療に来院した患者に抗生物質を投与したところ、数分後アナフィラキシーショックを起こし死亡した。  
 →他人の身体に障害が発生したことを認識し、損害賠償請求される恐れが十分にある事実を「発見」しているため、死亡した時をもって「発見」とします。  
 (例2) 心臓病で入院していた患者を、自宅静養可と判断し退院させたところ、自宅で容態が急変し、他の病院で死亡した。数か月後、遺族から内容証明郵便による賠償請求の通知があった。  
 →容態急変を前提とする死亡事実を知り得た（たとえば新聞報道があった等）日をもって「発見」としますが、それがなければ通知の受理日をもって「発見」とします。  
 (例3) 重症患者を入院治療していたが、その甲斐なく死亡した。何の前触れもなく1年後、遺族の申立てによる証拠保全決定通知が裁判所から届いた。  
 →証拠保全決定通知の受理日をもって「発見」とします。

**Q5. 保険金が支払われる医療行為とは具体的にどんなことですか？**

- A5. 他人の傷病の治療・診断または予防のために、医学に基づいて行われる行為です。以下の要件を満たしていることが条件です。
- ◆治療を目的としていること
  - ◆承認された方法で行われていること
  - ◆患者本人の承諾があること
- ただし、美容を唯一の目的とする医療行為は含まれません。

**Q6. 海外で医療行為を行うことになりました。補償の範囲ですか？**

- A6. いいえ。日本国内において行った医療行為が対象となります。

**Q7. 歯科診療も行うのですが、医師賠償責任保険で補償されますか？**

- A7. はい。所定の免許を有する医師または歯科医師対象の保険です。

**Q8. 「民間医局」をやめた場合、解約する必要がありますか？既に申込みしている期間はそのまま加入できるのでしょうか？**

- A8. 基本的には、民間医局を脱退する際に解約することが望ましいです（他の保険契約等がある場合は重複契約になるため）。ただし、既に申込みをしている期間（保険期間）中については、解約していただくなくても問題はありません（満期日まで補償は継続されます。）。なお、次回（平成24年6月1日以降）のご加入はできません。

**Q9. 勤務地が変わりました。その都度連絡しなければならないですか？**

- A9. いいえ、特に連絡は必要ありません。勤務医の先生（人）にかかっている保険です。勤務地が変更しても補償されます。

**Q10. 保険に加入したら、証明書は発行されますか？**

- A10. ご加入いただいた先生方1人1人に加入者証が発行されます。  
保険始期日＝6月1日でご加入の方は、8月末迄には加入者証がご自宅に届きます。

**Q11. 加入者証をなくしてしまいました。どうすればいいですか？**

- A11. 再発行が可能です。民間医局へご連絡ください（ご連絡をいただいたから1か月弱かかりますので、ご了承ください。）。

**Q12. 医師賠償責任保険は保険料控除の対象ですか？控除証明書が欲しいのですが。**

- A12. 保険料控除の対象ではありません。そのため、控除証明書の発行もございません。

**Q13. 自由診療を行っています。補償の対象になりますか？**

- A13. 美容を唯一の目的とする医療行為などの一部を除き補償の対象になります（保険診療か否かは、補償可否の判断基準になりません。）。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

**Q14. 法人に雇用されて院長になっている、いわゆる雇われ院長ですが、加入はできますか？**

- A14. A1.の条件を満たしていれば、ご加入いただけます。



**ご注意ください(必ずお読みください。)**

- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容を正確のうえ、大切に保管してください。

**<保険会社破綻時等の取扱い> (平成23年1月現在)**

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

**【個人情報の取扱いについて】**

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。  
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について  
引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、（社）日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について  
引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

2010年4月1日以降始期契約用

## 医師賠償責任保険を ご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

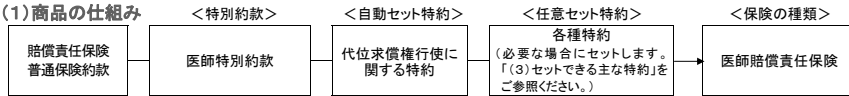
この書面では医師賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。  
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款および特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。  
申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。  
※加入申込票への記名・押印(または署名)または確認ページでご確認いただいた後の送信は、この書面の受領印を兼ねています。  
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み



### (2)補償内容

#### ■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
医師賠償責任保険	加入申込票または申込事項の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

#### ■保険金をお支払いする主な場合

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

#### ■お支払いする保険金

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

#### ■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

### (3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

### (4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」、加入申込票または申込事項の保険期間欄にてご確認ください。

### (5)引受条件(支払限度額、免責金額)の設定

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

## 2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社にお支払いすべき金銭をいいます。)は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」、加入申込票または申込事項の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご契約の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払いいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等 ~ご加入時の注意事項、ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務)~

### (1)ご加入時における注意事項(告知義務一加入申込票の記入上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票または申込事項(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類または提供する情報をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)に記載事項または入力事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。  
加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票または申込事項の記載内容を必ずご確認ください。  
この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### (2)ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。  
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。  
◇勤務医である被保険者が新たに開業される場合、または勤務医でなくなる場合  
◇保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分を変更する場合  
◇ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合  
また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。  
◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合  
◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票または申込事項あるいはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1)保険金をお支払いしない主な場合

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の免責事由以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

### (2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。  
② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。  
③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

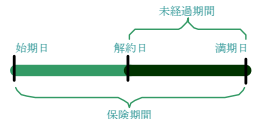
保険料は、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の方法により払込みください。「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。  
たとえば、保険期間1年一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払いいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。



## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

本保険商品に関するお問い合わせは	
取扱代理店 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1	株式会社メディカル・プリンシプル TEL:03-5468-5300 FAX:03-5468-5310
<b>保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは</b> <b>「三井住友海上お客さまデスク」</b> <b>0120-632-277 (無料)</b> 【受付時間】平日 9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00 (年末・年始は休業させていただきます)	<b>指定紛争解決機関</b> 引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 <b>(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター</b> <b>0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]</b> 【受付時間】平日9:15～17:00 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)

## その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご加入時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

#### (1) 共同保険

この保険契約は、共同保険契約ではありません。

#### (2) 取扱代理店の権限

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

#### (3) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

### 2. ご加入後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

#### (1) 加入者証の確認・保管

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

#### (2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 3. 事故が起こった場合の手続

### (1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止  
②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料へ)

### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注1)</sup> (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全全行使用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求者からの領収書
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	権利移転証(兼)念書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて当社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類	引受保険会社所定の同意書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## 4. 個人情報の取扱いについて

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。